

茨城県信用保証協会役員退任慰労金規程

(総 則)

第 1 条 茨城県信用保証協会（以下「協会」という。）の常勤役員に対する退任慰労金の贈呈は、この規程の定めるところによる。

(基 準)

第 2 条 協会に常勤した役員が退任（任期満了を含む。）した場合は、次により算出した額を退任慰労金として贈呈する。

$$\text{最後に受けた報酬月額} \times \frac{30}{100} \times \text{在任月数}$$

(例外措置)

第 3 条 会長が退任慰労金の贈呈につき前条により難いと認めたときは理事会の議を経てその額を定めることができる。

2 県職員出身で、かつ、昭和 18 年 4 月 2 日以降に生れた者については適用外とする。

3 職員から引き続き常勤役員となった場合は、満 60 歳に達する年度の 3 月 31 日（以下「当該日」という。）までの期間は第 2 条に基づき算出し、当該日の翌日から常勤役員退任日までの期間は、第 2 条で算出された額に 0.25 を乗じた額とする。

付 則

1 この規程は昭和 48 年 12 月 7 日から適用する。

2 昭和 41 年 3 月 1 日施行の茨城県信用保証協会役員退職慰労金規程はこれを廃止する。

付 則

この改正は、昭和 53 年 7 月 1 日から適用する。（第 2 条第 2 項）

付 則

この改正規程は、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。（第 2 条）

付 則

この改正規程は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。（第 3 条 2）

付 則

この改正規程は、平成 17 年 3 月 31 日から適用する。（第 2 条）

付 則

1 この改正規程は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。（第 3 条第 3 項）

2 第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 25 年 4 月 1 日に役員である者については、平成 28 年 3 月 31 日までの間は以下のとおりとする。

(1) 同じ役職にある場合は、第 2 条に基づき算出した額とする。

(2) 新たな役職に就任した場合は、第 3 条第 3 項で算出された額に 2 を乗じた額とする。